

生徒心得

高崎工業高等学校生徒としての誇りを持ち、社会の発展に対応できる豊かな創造力と実践力を兼ね備えた日本一の工業高校生となるために努力する。

1 学 業

- (1) 学業は学問的研究に専念する。
- (2) 教養を高め、創意工夫に努め、実技に習熟するよう努力する。

2 態 度

- (1) 明朗快活で、よく規律を守る。
- (2) 生徒としての品位を保つ。
- (3) 言葉は明瞭に、話題は生徒にふさわしいものであるようにつとめる。

3 礼 儀

- (1) 教師、来賓に対しては礼儀正しく、生徒相互の間においても礼を失わない。
- (2) 他人の意見は十分に聞き、これを尊重する。

4 教 室

- (1) 教室は勉学の間である。常に美化につとめ、整理整頓に協力する。
- (2) 教室内においては、服装、態度をきちんとする。
- (3) 通風、採光、換気に注意する。
- (4) 火災予防に留意し、万一火災発生の場合は防火組織の下において敏速に行動する。

5 服 装

服装は本校所定の制服を正しく着用し、清潔・質素に心がける。

6 交 友

お互いを尊重し、相互理解のもと、良好な関係を築く。

7 衛 生

常に保健衛生に留意し、心身の調和的発達を図ると共に、特に公衆衛生に注意する。

8 携 帯 品

- (1) 生徒手帳は常に所持する。
- (2) 貴重品はなるべく所持しない。もし所持して登校した時は、責任を持って管理する。
- (3) 生徒としての品位を損なう、あるいは疑いをもたれる様な物品は所持しない。
- (4) やむを得ない場合以外は、金銭や物品の貸借をしない。

9 通 学

- (1) 通学に際しては交通ルール・マナーを守る。
- (2) 学校の交通指導事項を守る。
- (3) 通学方法の変更等はホームルーム担任に届け出る。

10 願 届

- (1) 願届は保護者が署名し、ホームルーム担任に届け出る。
- (2) 病気や怪我による欠席が1週間以上にわたる時は医師の診断書を提出する。
- (3) 遅刻するときはホームルーム担任に連絡する。また教室に入る際は、遅刻カードを教務で受領してから教科担当等に渡し、入室許可を得る。
- (4) 戸籍、住所、保証人に異動を生じた場合には、ホームルーム担任に届け出る。
- (5) 忌引する時は、ホームルーム担任に届け出る。
- (6) 印刷物を掲示する時、学校長の許可を求める。

11 その他

諸経費は、所定の日時まで納入する。

服装・頭髪等の規定

1 制服

- (1) 本校指定の制服を正しく着用する。(制服は指定店で購入)
ベストは希望購入、スカート丈は、裾がひざの中央とする。学ランには、ワイシャツ、ブレザーには、ブラウスとアスコットタイを着用する。
- (2) 5月1日～10月31日間は略装期間とする。
略装期間中は、上着の着用を省略することができる。また、学校指定のポロシャツを着ることもできる。
- (3) 実習・体育の時間は、それぞれ定められた実習服・体育着を着用する。
- (4) 事情により制服が着用できない場合は、ホームルーム担任に申し出て異装許可を受けること。
- (5) 制服の改造は禁止する。

2 靴下

- (1) 地味なものとする。ただし、ルーズソックスは禁止する。
- (2) ストッキング・タイツの色は地味な色とし、模様や飾り等のないものとする。

3 履き物

- (1) 通学靴は地味な色の革靴または運動靴とする。ただし、ブーツは禁止する。
- (2) 上履きは学校指定のものとする。

4 防寒着

- (1) 寒い日の通学時には防寒着を着用してもよい。
- (2) 形、色ともに地味なものとし、授業中や室内での着用は禁止する。
- (3) セーター・ベストを着用する場合は、必ず上着の下に着用する。色は地味なものとする。パーカー、ジャージ等は禁止する。

5 頭髪

- (1) 頭髪は清潔で、高校生らしい髪型とする。
- (2) 染毛、脱色、染め以外の方法による変色も認めない。
- (3) 特異な髪形や、パーマ等は禁止する。
 - ① 髪は目にかからないようにする。肩にかかる髪は必要に応じて束ねる。
 - ② 授業や実習で支障がある場合は、地味な色の髪止めでまとめる。
 - ③ 眉毛そりを禁止する。

6 カバン

学生用カバンまたはスポーツバッグ等とする。

7 その他

- (1) イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等をしない。
- (2) 化粧、マニキュア等を禁止する。
- (3) 学業に不要なものは校内に持ち込まない。

(4)携帯電話・スマートフォンの持ち込みは、禁止とする。

持ち込みが必要な場合は、別紙持ち込み許可願に記入の上許可を受けてください。

携帯・スマートフォン等は校内での使用は禁止。校内ではロッカーに保管しておく。授業中の使用や定期試験中の保管の仕方によっては、預かり指導や特別指導となる。。

生活行動の規定

1 生活

- (1) 来賓、教師に対して礼儀を正し、例えば廊下で行き交う場合など軽く会釈するよう心がける。生徒相互の間においても言葉づかいに注意し節度を重んじる。
- (2) 校舎内外の美化につとめる。身のまわりの整理整頓につとめるとともに汚さないように心がける。
- (3) 勉強に関係のない貴重品や高額な金銭、不必要な雑誌、遊具、ゲーム機などを持ってきてはいけない。
- (4) 授業中の部室や更衣室の利用を禁止する。また、目的以外の利用を禁止する。部活動に不要なものを置かない。
- (5) 保護者に無断での外泊はしない。午後 10～午前 4 時までの外出はしない。
- (6) 高校生にふさわしくない場所には立ち入らない。(遊技場等)
- (7) 友人間での売買行為は禁止する。
- (8) 飲酒、喫煙、薬物の乱用は行わない。
- (9) 非行集団からの誘いなどにはのらない。
- (10) どんな理由であっても、暴力や迷惑行為はしない。

2 欠席・早退など

- (1) 8 時 45 分のホームルームの開始時刻に、遅れないように登校しなければならない。
- (2) 病気などで早退したいとき、または用事で外出したいときは、ホームルーム担任に許可を受ける。
- (3) 欠席する場合は、事前に保護者からホームルーム担任へ連絡する。

3 アルバイト

希望する場合はホームルーム担任にアルバイト届を提出する。詳細は生徒手帳の「アルバイト等についての留意事項」を参照する。1 年生は、1 学期終了までは認めない。

4 インターネット等の利用

- (1) 有害情報を閲覧、視聴しない。必ずフィルタリングをする。
- (2) 保護者の監督の下、利用目的や利用時間を決めて、適切に使用する。
- (3) SNS 等の利用は、特に注意を払い、自らを守り、相手を尊重する。

交通安全指導に関する校内規則

1 自転車について

自転車の使用については、下記にあげる校則（a～f）に従って使用すること。

- a 登下校時の自転車使用は、通学上の事情により学校で許可された者。
- b 自転車通学を許可された者は、必ず使用する自転車の防犯登録を行い、学校で指定されたステッカーを自転車に必ず貼ること。
- c 校内では、指定された場所に自立（スタンド使用）して駐輪し、必ず施錠すること。
- d 駅（バス停）までの自転車使用者は、必ず自転車預かり所へ預け、放置しないこと。
※なお、道路交通法に基づき、下記記載の基本的なルールについて遵守すること。
 - 2人乗り、並列進行はせず、左側通行を心がけること。
 - イヤホン、スマートフォン等を使用しないこと。
 - 進路変更等の安全確認をすること。
 - 雨天時は雨カップを使用し、傘差し運転はしないこと。
 - 無灯火運転をしないこと。
 - 日常的に整備・点検を十分行うこと。
- e 保険に加入すること。（群馬県交通安全条例により義務化）
- f 自転車用ヘルメットを着用する。

※交通規則の違反が度重なった場合（原則2回）特別指導とし、自転車通学許可を取り消す。

2 二輪車について

- a 運転及び同乗を禁止する。
- b 免許取得
原動機付自転車及び自動二輪の免許取得は、1年生の進級認定会議以降とし、学校に届けてから行うこと。
- c 取得手続き
免許取得を希望する者は、担任を通して免許取得届けを提出すること。
- d 規 制
原動機付自転車及び自動二輪の乗車は認めない。
- e 規制の適用除外（通学許可規定）
次の(1)または(2)に該当する者は、審査の対象になり、審査の結果により校長が特別に許可することがある。
 - (1)現在、公共交通機関を利用して通学している者で、自宅から最寄駅（バス停）までの距離が7km以上で、自転車での通学が困難な者。
 - (2)その他特別な事情のある者。
(例) 山間僻地に住居を有し、最寄りの公共交通機関の運行が授業及び部活動に支障があり、自転車での通学が困難な者。

(3) 許可された者は、次の事項を厳守すること。

- 免許証は原付までとする。
- 使用車両は、排気量 50cc 未満の原動機付き自転車とする。
- 通学目的以外に使用してはならない。
- 乗車中は必ずフルフェイスのヘルメットを着用する。
- 二人乗車をしない。
- 使用車両の貸借をしない。
- 自賠責保険に加入する。
- 自動車保険（任意保険）に加入する。
- 規制適用除外者講習会に必ず参加する。

(例) 二輪車安全協会等が主催する実技講習会

f 規制適用除外手続き（二輪車通学許可願）

担任に申し出て、交通係規制適用除外担当者と相談する。

(注) 規制適用除外者の違反については、即時規制適用除外を解除し、特別指導とする。

3 普通自動車について

a 教習所の入所について

- (1) 教習所への入所は、第 3 学年の 2 学期中間試験最終日以降とし、学校に届け出てから入所する。
- (2) 教習中においては、免許取得心得を厳守する。
- (3) 学業が著しく低下することのないよう十分に留意すること。

b 免許取得について（免許取得届）

- (1) 免許取得（教習所卒業後の本検定）は、免許取得願を提出後、授業日以外に受検すること。
- (2) 免許取得後は、免許取得届を 3 日以内に学校へ担任を通して提出すること。
- (3) 普通自動車の運転は、保護者同乗指導のもと行うこと。
- (4) 登下校時などの学校管理下における使用は認めない。

4 その他

a 通学時は、スケートボード・キックボードの使用を禁止する。

5 交通事故の届け出

- a 交通事故（被害、自損、加害）にあつたら直ちにホームルーム担任、並びに警察署へ届け出ること。
- b 交通事故の際相手のある場合には、事故の大小にかかわらず必ず氏名、住所、電話番号等必要な連絡先を教え合っておくこと。

6 指導規定

1～5 までの規則、または道路交通法に違反した場合は、程度に応じて指導対象とする。

アルバイトについての留意事項

諸事情からアルバイトをする必要がある場合は、次の指導事項に留意し、届出をすること。

- 1 アルバイトを計画するときは学業との両立や金銭の使途など前もって保護者と十分相談し、保護者の承認・許可を得ること。
- 2 社会勉強、遊びの費用、貯金しておく、などのようなあいまいな目的ではなく、しっかりした計画や目的を持つこと。
- 3 単に収入を得ればよいというのではなく、公共的な仕事や製造工場・専門科の実習関係企業など工業高校生にふさわしい仕事内容であることが望ましい。
- 4 次のようなアルバイトは高校生として好ましくないので避けること。
 - (1) 宿泊を伴うもの
 - (2) 帰宅時間が夜 10 時過ぎになるもの
 - (3) 遊技場など非行に結びつきやすい場所でのもの
 - (4) 酒席の接待や危険を伴う業務
- 5 次のようなアルバイトは法令等で禁止されている。
 - (1) 深夜業（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）
 - (2) 1 日の労働時間が 8 時間を超えるもの
 - (3) 酒を接待する業務
 - (4) 危険性を伴う業務
- 6 定期考査の 1 週間前から考査終了までの期間は、停止する。
（新聞配達などは除く）
- 7 アルバイトを始めてから、学業成績が低下し進級や卒業に支障があると思われる場合や交通事故・違反、非行など生活行動上の問題を起こした場合は一定期間アルバイトを自ら停止する。
- 8 アルバイトを始めてからは、その途中の様子を保護者やホームルーム担任に随時報告すること。
- 9 アルバイト実施期間については原則として 次のようにする。
 - (1) 授業日のアルバイトはできるだけ避ける。
 - (2) 長期休業中はその期間の半分程度の実施とする。
 - (3) 1 年生の 1 学期間のアルバイトは認めない。
- 10 アルバイトの届け出について
 - (1) 担任の先生への申し出は開始日の 2 週間前まで、アルバイト届の提出は開始日の 1 週間前までに行う。
 - (2) アルバイト届を提出する際には、アルバイトの理由、事業所名、仕事内容、賃金、期間、時間等必要事項記載の上、本人、保護者連名で提出すること。
* ホームルーム担任または生活指導係の先生が、必要に応じてアルバイト先を訪問する。